

# 開発指導要綱協議・中高層建築物協議における

## 羽曳野市環境美化条例に係る添付書類

開発指導要綱協議又は中高層建築物協議を行う場合は、羽曳野市環境美化条例施行規則に基づき、下記の書類の添付が必要となります。

- ① 標識設置等報告書（様式第18号）
- ② 事前公開の標識の設置、設置状況の写真
- ③ 近隣説明会報告書（任意様式）
- ④ 日影図（建築基準法に準拠）

※ 「事前公開の標識」の設置は、建築計画敷地内の見やすい場所に設置してください。（様式第17号参照）

※ 「事前公開の標識」の設置状況の写真は、遠、近2枚以上を提出してください。

※ 「近隣説明会報告書」は、任意の様式で結構です。

記載内容について、同意までは不要ですが、説明した経過・説明相手方等がわかるように記入してください。（規則第29条第2項参照）

※ 近隣説明の範囲は、計画敷地から建築物の高さ分（1H）の周辺すべて、及び日影図により出た日影部分の範囲です。

※ 日影図は、冬至日の真太陽時による9:00～15:00で作成してください。

※ 上記書類を開発指導要綱協議又は中高層建築物協議を行う際に提出してください。

### 【参照条文】

#### 羽曳野市環境美化条例施行規則（平成5年羽曳野市規則第2号）

（開発事業者に対して協力を求める事業）

第27条 条例第62条第2項の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 開発又は建築区域の面積が、500平方メートル以上のもの
- (2) 中高層建築物（高さが10メートルを超える建築物又は3以上の階数を有する建築物をいう。ただし、第一種低層住居専用地域においては、「高さが10メートルを超える」とは「軒の高さが7メートルを超える」と読み替えるものとする。）の建築事業  
（標識）

第28条 条例第63条の規則で定める標識は、事前公開の標識（様式第17号）とする。

2 開発事業者は、前項の標識を設置したときは、標識設置等報告書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

（近隣関係者等）

第29条 条例第64条第1項の近隣関係者等は、概ね次に掲げる者とする。

- (1) 日照障害に関しては、冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時まで（測定点は、建築基準法の規定による。）の間に、当該中高層建築物の日影が及ぶ建築物の所有者及び居住者並びに土地にあってはその所有者
- (2) 電波障害に関しては、当該中高層建築物により障害を与えるおそれのある範囲内の建築物の所有者及び居住者
- (3) 工事中の騒音及び振動に関しては、当該中高層建築物の敷地境界線から建築物の高さの距離の範囲内の建築物の所有者及び居住者

2 条例第64条第2項の規定による記録の内容は、説明等の相手方の氏名又は名称説明等を行った日時及び場所、事業内容、工事施工内容、工事期間、工事時間並びに説明時の質疑応答の内容とする。【説明会の開催について】

## 事前公開の標識

建築主	住所		
	氏名	電話	
設計者	住所		
	氏名	電話	
工事施工者	住所		
	氏名	電話	
建築場所			
建築物用途		階数	地上 地下
構造		敷地面積	
建築面積		延べ床面積	
最高の高さ		最高の軒の高さ	
工事予定期間			
標識設置年月日			

90  
cm  
以上

90cm以上

## 標 識 設 置 等 報 告 書

年 月 日

羽曳野市長 殿

開発事業者氏名

⑩

羽曳野市環境美化条例施行規則（平成5年羽曳野市規則第2号）第28条第2項の規定により、標識設置等について次のとおり報告いたします。

開発事業者住所・氏名		標識設置 年月日	年 月 日
設計者住所・氏名			
施工者住所・氏名			
敷地 の 位 置	地名地番		
	用途地域		
	日影規制		
建築用途・戸数			
敷地面積	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積			
延べ面積			
建築物の高さ			
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで		

①事前公開の標識の設置、写真（遠、近2枚以上）、設置報告書

②近隣説明会報告書（下図A～K）

③日影図（下図・建築基準法に準拠） {9:00～ 15:00}

